

日本栄養・食糧学会近畿支部若手奨励賞に関する規程

第1条 日本栄養・食糧学会近畿支部細則第3条に基づき、日本栄養・食糧学会近畿支部若手奨励賞に関する事項は本規程に定める。

(受賞の対象)

第2条 日本栄養・食糧学会近畿支部大会において登壇者として口頭発表されたもの。

(応募資格)

第3条 応募の時点で日本栄養・食糧学会近畿支部会員であること。日本栄養・食糧学会近畿支部大会発表時に40歳未満であること。

(応募の方法)

第4条 希望者は表彰対象者となることの希望及び入会年月・生年月を明記して演題を申し込むものとする。

ただし過去に受賞した者は、選考の対象外とする。

(審査の基準)

第5条 発表内容、発表の仕方、図の分かりやすさ、質疑応答の態度等を評価する。

(審査委員と審査の方法)

第6条 日本栄養・食糧学会近畿支部代議員及び参与とする。

(1) 大会受付時に近畿支部印が入った投票用紙を代議員及び参与に配付する。

(2) 対象者の名前が列記されている投票用紙に○印を付ける。(ただし、「該当なし」の欄も設ける)

(3) 役員会受付時に設置する投票箱に投票する。

(賞状と副賞)

第7条 受賞者には表彰式において賞状を授与し、記念品を贈呈する。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更するには、参与会の議決によらなければならない。

付則

1. 本規程は、平成20年(2008年)10月25日より施行する。
2. 本規定は、平成24年(2012年)10月20日の参与会にて一部改訂・承認。
3. 本規定は、令和元年(2019年)5月11日の参与会にて一部改訂・承認。